



通院・在宅精神療法【精神科標榜】

- ❖ 初診料を算定する初診日に行った場合
項目再編のため診療行為コードに追加があります。
 - 診療行為コード
 - ① 精神保健指定医による場合

診療行為コード	名称
180774810	通院精神療法（初診日・30分以上60分未満・精神保健指定医）
180774910	在宅精神療法（初診日・30分以上60分未満・精神保健指定医）
180775030	通院精神療法（初診日・30分以上60分未満・要件減算・指定医）
180775130	在宅精神療法（初診日・30分以上60分未満・要件減算・指定医）

※ ①以外（非精神保健指定医）の場合の30分以上60分未満は項目なし（算定できない）

- ❖ 非精神保健指定医による通院・在宅精神療法（注13の減算対象）
新設
 - 診療行為コード

診療行為コード	名称
180775930	通院精神療法（初診日）（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）
180776030	通院精神療法（30分以上）（1以外）（施設基準不適合） 234点
180776130	通院精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）
180776230	在宅精神療法（初診日）（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）
180776330	在宅精神療法（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）
180776430	在宅精神療法（30分以上60分未満）（1以外）（施設基準不適合）
180776530	在宅精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）
180776630	家族通院精神療法（30分以上）（1以外）（施設基準不適合）
180776730	家族通院精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）

- ❖ 心理支援加算【届】
該当項目の下に加算を手入力します。
 - 診療行為コード

180760970 心理支援加算

診区	入力コード	名称	数量・点数
80	830	*精神科専門療法	
	180070510	S通院精神療法（30分未満）（精神保健指定医による場合）	
	820101310	10分以上20分未満（通院・在宅精神療法）	
	180760970	心理支援加算	595 X 1 595

※ 今改定より算定に届出が必要となった既存の加算



項目名に【届】があるものは
施設基準の届出をした場合に算定

認知療法・認知行動療法 3 【届】

新設

- 診療行為コード
180777110 認知療法・認知行動療法（公認心理師による心理支援）